

山口県警察の当直に関する訓令

平成16年 8 月18日

本部訓令第34号

(概 要)

本訓令は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年山口県条例第11号）第8条に定めるもののほか、職員の当直勤務時間その他必要な事項について定めたものである。

本訓令の主な内容は、

当直の種別及び勤務時間

当直責任者の責務

秘密の保持

当直勤務場所及び当直腕章

庁舎の保全管理等

服装及びけん銃の携帯

巡視

等である。